

# 平成 29 年度青森県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月  
青森県

### 3. 事業の実施状況

(事業No. 1)

事業の区分	I-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	病床機能分化・連携推進施設設備整備事業	【総事業費】 80,051千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日 ■継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療構想において、将来的に不足すると見込まれる回復期機能を有する病床や在宅医療等を確保するため、医療機関が病床機能の転換や在宅医療に取り組みやすい環境を整備する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： ・回復期機能を有する病床の数 4,238床 (R7年度) ※地域医療構想上必要とされる回復期機能を有する病床の数 2,164床 (R元年度) →2,100床 (R4年度) <b>2,231床 (R5年度)</b></p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進する以下の取組を実施する。</p> <p>① 病床機能分化・連携推進施設設備整備事業 (回復期) (R5-R7) ② 病床機能分化・連携推進施設設備整備事業 (用途変更) (R5-R7) ③ 病床機能分化・連携推進施設設備整備事業 (改築) (R5-R7) ④ 地域医療構想の実現に向け、県立中央病院と青森市民病院が再編・統合を検討するために必要となる経費を支援 (R5-R7) ⑤-1 病院管理者向け地域医療構想推進研修会の開催 ⑤-2 地域医療構想調整会議活性化のための地域医療構想アドバイザーの活動支援</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>① 病床の機能を回復期機能へ転換する医療機関数：5 か所/年 ②-1 回復期機能への転換以外の施設整備を行う医療機関数：3 か所/年 ②-2 地域医療構想の方向性に沿った医療機能の転換や病床数の見直しに伴い退職する職員に対する早期退職制度を活用する医療機関数：1 施設/年 ③ 地域医療構想の実現に向けて改築整備する医療機関数：1 か所/年 ④ 再編・統合等を検討する医療機関数：2 か所 ⑤ 地域医療構想推進研修会の開催数：1 回 地域医療構想アドバイザーの設置：3 人</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>① 病床の機能を回復期機能へ転換する医療機関数：0 か所/年 ②-1 回復期機能への転換以外の施設整備を行う医療機関数：0 か所/年 ②-2 地域医療構想の方向性に沿った医療機能の転換や病床数の見直しに伴い退職する職員に対する早期退職制度を活用する医療機関数：0 施設/年 ③ 地域医療構想の実現に向けて改築整備する医療機関数：1 か所/年 (R5年度～R7年度) ④ 再編・統合等を検討する医療機関数：1 か所 ⑤ 地域医療構想推進研修会の開催数：1 回 地域医療構想アドバイザーの設置：3 人</p>	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標 2,164床（R元年度）→2,231床（R5年度）</p> <p>・地域医療構想に基づく自治体病院等機能再編成等により青森県立中央病院と青森市民病院の再編統合に向けた検討が進んだ。</p> <p>（1）事業の有効性 弘前記念病院の改築整備（回復期病床増、総病床数減）に対し支援し、地域医療構想が推進された。 アウトプット指標の未達成の理由について、当該年度は募集を行ったが申請を行う医療機関がなかったことによるもの。引き続き医療機関に制度の周知や申請の呼びかけを行っていく。</p> <p>（2）事業の効率性 回復期病床の整備支援に当たっては、在宅医療の提供（後方支援含む）にも併せて取り組むことを求めており、地域医療構想の実現に向けた取組となっている。</p>
その他	<p>回復期機能への転換支援に当たっては、原則として、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料等の施設基準を満たすものを対象とし、併せて在宅医療への取組も求めている。</p> <p>今後、各地域における地域医療構想調整会議による協議が進むことで、基金を活用する転換整備事業も増加していくものと考えている。</p>